

日紙商から最新情報のお知らせ

環境省は、グリーン購入法、コピー用紙について
判断基準の見直しの方針を固める

ご高承の通り、11月21日「古紙配合率、70%に緩和」「環境省方針 コピー用紙グリーン購入」という日経記事が掲載されました。

平成20年11月13日、平成20年度特定調達品目検討会(第2回)が開催され、特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要や今後のスケジュールが検討されました。その中から、紙類(コピー用紙)に関連する資料を抜粋しましたので、皆様にご報告いたします。

新しい判断基準では、**総合評価指標**が導入されます。同内容の詳細は、添付しました、[「平成20年度特定調達品目検討会\(第2回\)、紙類に関する資料」](#)の11～21頁をご覧ください。

[要点]

コピー用紙の判断基準(案) (平成20年度特定調達品目検討会(第2回)、資料4-1から抜粋)
詳細は添付の資料をお読みください。

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合割合、間伐材パルプ配合割合、持続可能性を指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(森林認証材・間伐材パルプを除く)配合割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目、指標値、評価値又は加算値)が記載されていること。</p> <p>④古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>⑤塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------	--

今後のスケジュール

平成20年12月から平成21年1月上旬 パブリックコメント
平成21年1月中旬 平成20年度特定調達品目検討会(第3回)
平成21年2月上旬 閣議決定